

2020年3月14日

利用者の皆様へ

佐賀市市民活動プラザ  
プラザ長 江口 和徳

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休館について

日頃は、佐賀市市民活動プラザをご利用いただき、ありがとうございます。

既にマスコミ等で報道されていますように、3月13日に佐賀市内で新型コロナウイルス感染者が発生しました。

この事態を受けて、佐賀市市民活動プラザを3月15日から3月31日まで臨時休館させていただくことになりました。大変ご迷惑をおかけしますが、御協力の程よろしく申し上げます。

### 記

【休館期間】3月15日（日）から3月31日（火）まで（4月以降は、3月下旬の感染状況を見て判断）

### 【対 策】

1. 会議室は休館中、既に予約されている分を含み、全面的に使用を停止します。  
※既に利用料をお支払いいただいている予約団体様には還付させていただきます。
2. 休館中もスタッフが9時から18時には常駐し、一部の業務は継続します。

#### 【継続業務】

- 活動共同スペース、ロッカー、レターケースの使用
- 4月以降の会議室の予約受付
- 施設利用料の支払い、還付対応
- 市民活動に関する相談  
※ 緊急を要するもの以外は下記の連絡先へ  
事前にご連絡ください。

#### 【中止業務】

- × コピー機や印刷機、ワーキングルームの利用
- × フロアのテーブル席、パソコンの利用
- × 親子交流サロン室の利用
- × チラシやポスター、新聞等掲示物の閲覧及び  
掲示依頼の受付

### 3. 入館時のお願い

継続業務に関して来館される際は、感染拡大防止対策の一環として、引き続き手指消毒及びマスク着用にご協力ください。

### 【お問い合わせ先】

佐賀市市民活動プラザ

（指定管理者：特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構）

TEL：0952-40-2002 FAX：0952-40-2011

E-mail：plaza@tsunasaga.jp

ホームページ：https://www.tsunasaga.jp/plaza/

※ホームページにあるお問い合わせフォームもご利用いただけます。